

選挙時報

昭和42年3月10日

大館市選挙管理委員会発行

○ 選挙人名簿のことについて

永久選挙人名簿制度に切り替えられてからはじめて行なわれたこの前の総選挙では、選挙人名簿の不手際もあってごめいわくをおかけしたことをお詫びします。

選挙人名簿は、3月1日現在でつくる追加登録名簿を加えると四冊目となり、一投票所に四冊の名簿が一组となって使用されることとなります。しかし、このままですと前回のようなことが発生しかねないので、何とか一冊にまとめたものだと考えて調査をしましたところ、おかげさまできあがろうとしています。

市当局やみなさんのご協力に対し心から感謝の意を表します。



○ 市長選挙は記号式投票です。

(市会議員の選挙は、記号式でない)

- 1 投票用紙～投票用紙にはあらかじめ候補者の氏名を印刷しておきます
- 2 投票のしかた～投票しようと思う候補者の氏名の上の○印をかくところに○のしるしをつければよいのです。(例図参照)

○印を書くところは、次の欄のまん中

(投票用紙のひな型)

氏名 (印刷されている)	氏名 (印刷されている)	氏名 (印刷されている)	候補者氏名	○をつける欄
				注意 一、投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○印をつけること 二、○印のほか何も書かないこと

昭和四十二年四月二十八日執行
大館市長選挙投票

- 3 記号式投票で注意しなければならないこと
イ○のしるしは、投票しようとする候補者1人の氏名の上の#○をつける欄に正しく書くこと
ロ○のしるしのほか、文字や記号を書いたり、2人以上に○のしるしをつけたものは無効となること
ハ手をケガしたとか、眼が見えないとかで○のしるしをつけることができないときは代理投票ができること
- 4 市長選挙でも不在者投票と点字投票は議員の場合と同じ方法です。

○ 統一地方選挙の期日等

統一地方選挙は、次の予定で行なわれることになっています。

1 選挙期日、その他

選挙	告示月日	選挙期日
知事	3月21日	4月15日
県議	3月31日	
市長	4月18日	4月28日
市議		

2 不在者投票

イ知事～3月21日～4月14日

ロ県議～3月31日～4月14日

ハ市長、市議～4月18日～4月27日



○ 入場券は二つの選挙に使います

- 1 入場券は、郵便はがきに印刷したのですが、4月15日の県の選挙と4月28日の市の選挙の二回使うようにしました。
- 2 入場券は、すべて郵便でお届けする予定で事務を進めています。
- 3 入場券には、早目にハンコを押しておき、投票の際は忘れないようにお持ち下さい。
- 4 投票所では、入場券と名簿を対照して投票用紙を渡し、投票が終ると入場券をお返すこととなりますが、4月28日の市の選挙にも使いますから大切に保管しましょう。
- 5 入場券を紛失したり、破れて使用できないときは早目に当委員会へお出でのうえ再交付を受けて下さい。

○ 不在者投票について

前回(1月29日)の総選挙では、565人の方が不在者投票をされましたが、これはこれまでいろいろ行なわれた選挙で最高です。このように不在者投票制度を利用されることはよいことですが、次のことがはっきりしないと、せっかくお出でになってもできない場合があります。

- 1 理由～「いつからいつまでどこへ何の用事で投票日に不在であるか」ということ。
 - 2 証明書～定められた者によって証明する証明書が必要であること。
- (註) 不在者投票の手続きはちょっとめんどうですから、前もって当方へ問い合わせた上でお出でになることがよいことだと思います。



昭和42年3月

大館市選挙管理委員会